

「報告会で議会審議の中身を説明する」、
 「議員が議会で自由闊達な議論をする」、
 以上のことをしてしなければ、
 住民の皆さんにピンときてもらえないという話でした。
 私自身、本当に住民の皆さんに伝えることができているのか、常に悩んでいる課題でもあり、共感させられました。久しぶりに、講師のユーモラスなお話を聞きながら、これまでの自分の議会活動を振り返ることができました。それから、「政治家は、夢を語る、夢を演じる俳優であれ」と言わっていたが、多少とも同感させられました。今後は、議会において、やるべきことを一つ一つ丁寧に積み重ね、議会基本条例の中身を充実させるべく議員活動に取り組んでいきたいと思います。

④講演 「地方議会をどう変えるべきか～政治の役割～」 講師 佐々木 信夫氏

現在、地方議会のあり方がいろいろな形で問われており、政務活動費の使い方が杜撰ではないかとの指摘もあれば、地方議会の議員の活動はどうも何をやっているのかわからない、地方議会はそもそも必要なのかとの原点に立ち返ったような話等を伺うことができ、地方議会の問題についていろいろ勉強させられ、参考になりました。今後の私自身の議会活動に対する指標をいただいたように思います。

○2000年改革後の二元代表制（議会の立ち位置の変化）について

2000年以前と2000年以後を分けると戦後55年の間の地方議会の存在というものは地方自治体の脇役である。各省大臣の地方の機関として知事、市町村長などを位置づけて「縦のライン」で国の委任した業務を行うのが大半の地方自治体の業務であった。つまり、議会は首長の諮問機関であり、首長は国の各省大臣が委任する機関という中央集権体制だった。国は衆議院優越の原則から衆議院で過半数をとり政権を握った内閣により動かされてきた。知事や市長はそれぞれが大臣からの通達で動き、その仕事を補助する各地方自治体の職員という構図だったため、国、県、市という段階ができてきた。したがって知事、市町村長に委任した事務は自治体の仕事であるが、意思決定には関わらなくて良いということであった。実際に条例を提案することも出来なかつたし、知事が出した予算を減額修正するなんてことも出来ず、地方議会は執行したものチェックする機関と言われて

きた。これが戦後 55 年間の地方議会である。

平成 15 年以降も地方分権改革といわれる地方分権一括法によってガラっと様相が変わっている。概ね 8 割の仕事は地方自治体の権限によって意思決定される自治事務に変わったということである。したがって各県各市町村の議会が国会にかわって、地域の自治体では国会の役割を果たすようになってきた。そこでは予算も条例もすべてを決定するという役割があり、同時に執行機関をチェックすることも議会の役割となった。しかし、以前のままのものがあり、それは、議会の招集権はいまだに首長が握っているが、本来は議長が握るべき権限であり、また、定数や報酬にも根拠がない。そういう不完全な現状でもあるが、機関委任事務が色々と問題は残っているものの法定受託事務に変わったことで執行の主体が国から各自治体に変わってきている意味では、2000 年以降、議会の役割は大きく変わることができるようになっている。

○地方議会の役割について

執行あって経営なし、行政あって政治なしと言われていた戦後 60 年を終え、2000 年以降は自己決定、自己責任、さらには自己負担の原則で各自治体（地方政府）が、いわゆる政治と経営を自ら行う時代となり、脇役に座っていた地方議会が政治の真ん中に座る時代が始まって 15 年になる。自治体の方向をすべて議会が決定することになると、成功する自由も失敗する自由も合わせ持つのが地方分権改革である。もし経営に失敗しても、首長が悪かったという話だけにはならない時代になっている。政治があって行政がある以上、政治的決定は議会が行い、それを執行機関の長として肃々と正確に実施をしていくというのが行政である。そういう意味では、国の執行機関の一部として、国の事務を国の通達に基づいてしていくという時代はどうに終わっている。行政あって政治なし”、“執行あって経営なし”と言われた時代は終わった。これからは地方の政治の出番あり、その活動拠点は地方議会である。

最近では地方議会の議員がそれぞれ政策提案、条例提案をするという役割もクローズアップされてきている。さらに「4 年間おまかせ」ではないので、この間に意思決定をするにあたって民意を集約すること、つまり単なる監視やチェックが仕事であった地方議会の役割は終わり、役割として、決定者、監視者、立案者、集約者の 4 つが挙げられる。

- 1、決定者としては、追認ではなく情報を得てしっかりと決定する役割
- 2、監視者としては、今まで通りのチェック機関としての役割
- 3、立案者としては、ルールを条例という形でしっかりと立案できる役割

4、集約者としては、民意の吸収を議会としてしっかりと行う役割以上のことを行っていくべきである。

そういう意味で、議会の責任は非常に大きくなつた。行動したことを行ったかどうかの説明責任であるレスポンスビリティではなく、結果について不満や不信を抱かせない、解消するための説明責任であるアカウンタビリティが求められる。この4つの役割を果たせるかどうかの議会になっているかどうかの視点から、地方議会が大きな問題になってきていると考えられる。と指摘されている。

○地方議会の改革ポイントはなにか

- 1、立法・政策能力の向上（議員自身も）
- 2、議会の自立性の確立（権限の拡大）
- 3、議会スタッフ（法制担当）の強化
- 4、ガバナンス（内部統制）の強化
- 5、住民と協働する議会づくり

○すぐやれる地方議会の改革とはなにか

基本的視点としての議会改革は、従来の「行政改革（量的改革）」としての議会改革から、「政治改革（質的改革）」としての議会改革へシフト（自力改革）すべきであると指摘された。

例示として、

- 1、議会の自立性を高める議会自身のルール制定（議会基本条例）
 - 2、執行機関を交えない、議員同士の討論機械の創出（本来は議員だけ）
 - 3、議会主催の各地域での議会報告会対話集会（住民との対話）
 - 4、議員立法を支える広域市町村圏での「議会法制局」の共同設置
 - 5、議会の会期日数の増大、定例会の月例化（審議時間の確保充実）
 - 6、各議員の期毎の採決行動の公表、質問・提案に対する市民の評定
 - 7、議会で予算研究会を常設（財政の勉強、首長に予算教書を送れ）
 - 8、監査・統制機能の強化（行政監察、監査機能を持つ専門的付属機関を）
 - 9、議員の活動執務室（1議員1執務机、インフラ整備、政策スタッフを）
 - 10、町づくり研究会、少子高齢対策会、地産地消研究会などの創設
- など、以上の10項目を例示されている。本市の議会においても議会改革として採用されているものもあるが、大半は、今後における本市の議会改革として、調査・研究されるべきものではないかと思う。

	<p>○取り巻く自治体環境の変化に対して変わるべきことはなにか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.首長が変わる。マニフェスト（政権公約）を政策化する 2.議会が変わる。チェック機関ではなく、立法機関へ 3.職員が変わる。事業マンではなく、政策マンへ 4.住民が変わる。お任せ民主主義から、参画・責任の主体者 5.経営が変わる。役所ではなく総合サービス産業。不可欠な戦略的発想 <p>感想</p> <p>今回の研修における地方議会の役割とは、議会で市の方針の最終決定を行うところであることから、住民の色々な意見を聞き、議会審議を通して現実的な意見に集約していくことである。そして、最終決定を行う以上議決責任もあり、これには住民に対しての説明責任、住民意識の醸成などを図ることではないかと考えます。</p> <p>それから、執行機関において意見集約から企画立案、事業実施、評価までの行政運営の一連のサイクルを完結させる状況が促進されると、議会の政策提案や監視機能をどのように發揮するかが大きな問題となるのではないかだろうか。そして、議会が単に執行機関の政策等を追認しているだけの存在となれば、「議員数が多過ぎる」、「報酬が高過ぎる」などの批判や、ひいては「議会は不要」との極端な意見も出てくるものと考えられる。当市の議会も、このような状況に危機感を持って、さらなる積極的な議会改革の試みをしなければならないと感じた。</p> <p>議会は執行機関の監視が出来る唯一の機関である以上、公平、能率など考えるべきであり、市の総合計画での根拠、位置づけを理解して、議員間討議を積極的に行うことが大変重要になり、また、議員は住民から直接選挙されており、住民の多様な住民意見を、議会審議を通して合意形成をはかり、地域社会にまとまりと方向性を示すべき存在でなければならないのではないかと考える。</p> <p>現在、地方議会についてさまざまな問題点が指摘されているが、二元代表制における議会の役割を議員一人ひとり明確に意識し、議会基本条例の機能を発揮していかなければならないと考えさせられた講義内容でした。</p>
--	--